

ハ

ン

セ

ン

病

家

族

訴

訟

ハンセン家族訴訟 今後の動き

3月行動

3月27日（水）正午12時00分 集合（衆議院第2議員会館ロビー）

※ロビーにて家族訴訟スタッフより「入館証」を受け取って下さい。

午後12時30分 移動（衆議院第2議員会館・地下1階第2会議室）

グループに分かれ国会議員へ要請と家族訴訟のチラシ等を配布

午後5時までに終了予定

3月28日（木）午前10時00分 集合（衆議院第2議員会館ロビー）

午前10時30分 移動（衆議院第2議員会館・地下1階第3会議室）

原告・各地支援・市民・弁護団による決起集会

午後：各党との懇談会と要請（各党と調整中）原告・市民・弁護団

【大集合を!!!!】 3月28日（木）午後5時 「国会議員懇談会」

会場：衆議院第2議員会館・1階多目的会議室

住所：東京都千代田区永田町2-1-2（国会議事堂のうしろ中央の議員会館）

多くの市民がこの問題に関心を寄せていることを国に表明するチャンスです。

皆さま、ぜひお集まりください。会場を埋め尽くしましょう。

3月27日、28日に参加可能な方は、人数把握のため事前にメールにてお知らせください。事前申し込みがなくても当日参加は可能です。途中入退場も可能です。

【連絡先】ハンセン病首都圏市民の会 sakai@zonmyoji.jp

5月行動

5月8日（水）・9日（木）時間未定 議員会館 内容：国会ローラー他（終日）

6月判決行動

6月1日（土）～6月14日（金）時間未定 議員会館等 内容：未定

6月3日（月）午後5時30分開場 午後6時00分開会

家族訴訟判決集会【大集合を!!!!】

場所：星稜会館（東京都千代田区永田町2-16-2）

内容：原告・弁護・支援からのスピーチ

ハンセン病家族訴訟は、5月31日午後2時に熊本地裁で判決が言い渡されます。この判決は、ハンセン病問題の最終的解決を図るための決定的な契機となるものであり、国による控訴を許さず、確定させることが何よりも求められます。そのための行動に私たち市民が関心を持ち、多くの方々が参加するかどうかが、判決確定へのカギを握っています。

この動きに多くの方々のご参加を呼びかけます。家族原告の方々も全国各地から来られます。その訴えをきちんと受け止めましょう。そして、ハンセン病問題の全面解決への道を共に歩んでいきましょう。

相手の人間性を無視すれば自らも人間でなくなつていく

一緒に立ち上がりましょう!!

■ハンセン病家族訴訟・原告からのメッセージ

○原告番号 三八五番 三十代 女性

私はハンセン病をテレビで見て知つてゐる程度で私達世代にはあまり関係のないことだと思つていきました。

でも父がハンセン病だと知つた途端、夫の母親や祖母の態度が変わつてしまい、夫も私のことを菌扱いし、子供が出来ても、ハンセン病になるかもしないから、私とは子供は作れないからと離婚することになつてしまひました。父の病気が完治していることも伝えていたけど、ハンセン病になつたこと自体が夫側の母親や祖母が納得出来なかつたんだと思います。

昔のこととはいへ、まだ私達世代にも影響があり、悲しい思いをしてゐる人がいることを國も分かつてほしいです。

○原告番号 七五番 関東在住 六十代 女性

母は三十歳の時にハンセン病施設に収容されました。

残つた父と幼い兄私と妹の四人の父子家庭で苦しい生活の中、乳児の妹は母無き後一ヶ月で亡くなり、兄も十二歳で収容されました。ハンセン病家族故の苦労は計り知れません。らい予防法が廃止になつた翌年に父が亡くなりました。この病気の治療薬も母の入所前には世に出していました。強制隔離は必要なかつたのです。

バラバラにされた家族に對して國は謝罪をして欲しいです。母は九十六歳になり入所して六十六年の月日が経ちます。この母に「國は家族にも被害があつたのだと裁判所が判断して原告勝利の判決を出したよ」と伝えたいのです。

■ハンセン病家族訴訟・顧問からのメッセージ

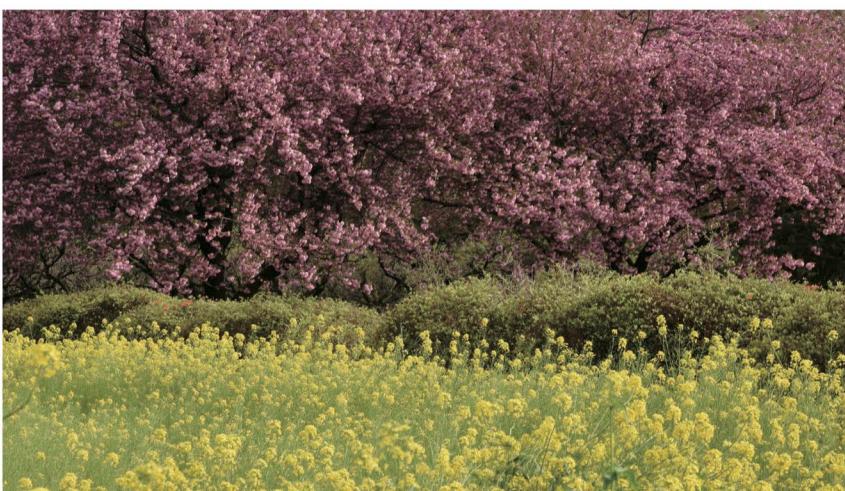
○豊山勲（ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長）

市民はこの「らい予防法」の下で何を果たしたか？あの強制隔離の手先になつて直接、隔離に関わつてきました。「らい予防法」は善良なる一般市民をも隔離の手先に仕立てていきました。通報をし、隔離をし、消毒をし、国の間違つたハンセン病に対する宣伝に乗せられて

ハンセン病患者やその家族を差別する側に立たされ、偏見の眼で見たり直接差別したり、熊本地裁での違憲判決が確定後も、黒川温泉ホテルの宿泊拒否に見られるようになります。忌み嫌つて来た歴史があります。更には、あの宿泊したホテルを擁護する差別文書が山のように寄せられました。國に騙されたとはいえ加害行為をする側に回つていたことは事実であります。

この裁判は決して原告たちだけの人権回復・名誉回復を果たすための裁判ではないのです。差別者に、直接加害者に仕立てられた市民の人間回復・人権回復・名誉回復の闘いであるはずです。他人事ではない！！自分を解放するためのたたかいであり、この國の間違いを正し、この國を正しきにつけるたたかいであります。このようないい大義のもとにこの國を訴え、この國を野蛮國家から文明國家へと変えていくたたかいなのです。

あなたの行動がこの國を変えていくのです。そして私たち一人ひとりの眞の解放へと繋がつていくのです。さあ、一緒に立ち上がりましょう！！



ハンセン病家族訴訟についての情報を発信しています。
ご希望の方はご一報ください。

ハンセン病首都圏市民の会

〒157-0061 東京都世田谷区北烏山 4-15-1
メール sakai@zonmyoji.jp 携帯 090-4546-7381 (酒井)
ホームページ <https://sakai12.wixsite.com/mysite>